

学校経営のポイント

“動物愛護”も“子どもの愛護”も

若井 彌一

全国の少なからぬ学校（とくに小学校）では、子どもたちに動物愛護の心情をはぐくむ取組みの一環として、ウサギ、ヤギ、豚、各種の鳥などを育てている。

小学生の段階であると、教師の指導に素直に反応する子どもが多いから、このような動物飼育の取組みには、相当の教育的効果を期待することができよう。

「動物愛護法」で違反行為を厳罰化

ところで、動物の愛護に関する法律として「動物の愛護及び管理に関する法律」（通称「動物愛護法」）がある。この法律の前身は「動物保護・管理法」であるが、昨年（2000年）大幅改正され、12月1日から改正法（現行法）が施行されている。

動物愛護法では、動物に対する虐待行為に対する罰則が、以前の動物愛護・管理法に比べて格段に重くなっているのが特徴である。すなわち、3万円以下の罰金または科料（過料ではない）であったものが、1年以下の懲役または100万円以下の罰金というように、厳罰化されている。

このような厳罰化が図られたにもかかわらず、他人が飼っている4歳の猫（雄）が自宅の敷地内に入ってきたところを、洋弓銃を使って猫の心臓付近を矢で射抜いて殺したとして、大手銀行の行員（44歳・男性）が逮捕されるという事件が発生した。

この男性は、「10件くらいやった」と自供しているとのことであるが、家庭的なトラブルによるストレス抱えの状態にあったのではないかと指摘がある（本年2月6日『スポーツニッポン』による）。

動物愛護も確かに重要な課題であるが、同時に人間の子ども愛護も重要な課題となっている。動物の虐待に比べて、人間（子ども）の虐待は報道の対象

になりやすいのかもしれないという事情を考慮に入れるとしても、最近の児童虐待の発生は異常であるように思われる。

児童虐待防止法に罰則規定はないが

4月8日付の新聞報道によれば、千葉県袖ヶ浦市で、今年2月、3歳の子ども（男）が、両親・祖父母・曾祖父によるいわば「家族ぐるみ」の虐待を受けて死亡していることがわかり、母親ら4人が傷害致死の疑いで逮捕されたという（4月7日）。

このような児童虐待の報道がされても、「ああ、またか」という感覚マヒの状態になっていることに気づいたりもする。

児童虐待防止法については、本紙ですでに一度取りあげたが、今回の事件報道により、新年度でもあることから、ぜひ各学校での児童虐待防止の取組みをお願いするという意味で、このような内容の解説になったものである。

児童虐待防止法には、児童虐待行為についての罰則規定はない。むしろ、そのような行為が罰せられないのではなく、虐待の内容により、刑法の関連条項に基づく罰則が適用されることになる。児童虐待防止に向けて、学校・家庭・地域社会の本腰を入れた取組みにかかりたい。

（わかい・やいち = 上越教育大学教授）

5月特大号 月刊**教職研修** 4月19日発売
特別付録「ミレニアムCD」添付

「21世紀への提言」「教育行政資料(中教審答申等)」「全国特色ある学校一覧」「教育関連URL一覧」「教育100年史」「教職研修誌創刊号からの目次一覧」など学校経営に役立つ資料が多数収録されています。

本紙はホームページでも閲覧できます

夏季教育管理職研修会の詳細は月刊誌を参照ください

研修会のご案内 7月29日(日), 30日(月), 31日(火)の3日間開催(於・お茶の水総評会館大講堂)。
【講師】菱村幸彦/寺脇研/高倉翔/小島弘道/梶田叡一/坂本昇一/山極隆/青柳健一/土屋辰夫/若井彌一

2001年度 夏季教育管理職研修会

●先着順受付, 定員次第締切!

研修誌・図書の直接注文, 研修会のお申し込みは, 無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)